

届出などによる医療について

1 本院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2 本院は、次の施設基準に適合している旨、近畿厚生局長に届出を行っています。

(1) 認定施設基準

DPC 対象病院

(2) 基本診療料の施設基準等

脳卒中ケアユニット入院医療管理料
一般病棟入院基本料(7 対 1)
回復期リハビリテーション病棟入院料 1
急性期看護補助体制加算(25 対 1)
夜間急性期看護補助体制加算(50 対 1)
医師事務作業補助体制加算 1(20 対 1)
診療録管理体制加算 2
重症者等療養環境特別加算
退院支援加算 2
後発医薬品使用体制加算 1
病棟薬剤業務実施加算 1
データ提出加算 2 ロ(200 床未満の病院の場合)
入院時食事療養(Ⅰ)/入院時生活療養(Ⅰ)

(3) 特掲診療料の施設基準等

院内トリアージ実施料
ニコチン依存症管理料
薬剤管理指導料
ヘッドアップティルト試験
神経学的検査
CT 撮影及び MRI 撮影
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
医科点数表第 2 第 10 部手術の通則の 5 及び 6(歯科点数表第 2 章第 9 部手術の通則 4 を含む。)に掲げる手術
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
大動脈バルーンパンピング法(IABP 法)
医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
○胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)
胃瘻造設時嚥下機能評価加算
麻酔管理料(Ⅰ)

(4) 保険外併用療養費等

特別の療養環境の提供
酸素の購入単価

3 本院は、入院時食事療養に関する特別管理の届出による入院患者様の食事を提供しています。

特別管理による食事の提供は、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食配膳時刻:18 時頃)適温で提供しています。

平成 29 年 6 月 19 日

藍の都脳神経外科病院 院長